

# 令和6年度 沖縄県観光産業実態調査事業 企画提案仕様書

## 1 事業名

令和6年度沖縄県観光産業実態調査事業

## 2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 3 事業目的

第6次沖縄県観光振興基本計画において目指すべき将来像としている“世界から選ばれる持続可能な観光地”の形成に向け、県内の観光関連産業の実態について調査・分析を行うこと等により、実効性の高い観光施策の企画立案・評価に資することを目的とする。

## 4 委託業務の内容

受託者は、次の(1)から(3)の業務を実施するとともに、各調査の結果を補完するため、対面式又はオンラインによるヒアリング調査を実施する。また、調査終了後は確定値を定めて報告書を作成し、県へ提出する。

なお、各調査の実施に当たっては、回収率向上のための対策を講じるとともに、調査設計から分析までの各工程を通して精度の高いものとなるよう工夫を図ることとする。

### (1) 第6次観光振興基本計画の成果指標（KPI）に関わるアンケート調査票の作成及び調査の実施

調査項目や内容については、前回（令和5年度）の調査票（別添1）を基本として、別添2の成果指標一覧と整合を持たせた設問設定をすること。

#### ア 調査対象期間

令和5年度

#### イ 対象事業者の選定

以下の業種、施設を対象に、県内6地区（那覇・南部・中部・北部・八重山・宮古）のバランスを考慮し、決定すること。

- i. 旅行者：沖縄を着地とする旅行商品を造成している旅行者を対象とする旅行者
- ii. 宿泊施設：県内の宿泊施設（リゾートホテル、シティホテル等）を基本とする。
- iii. 大学・専門学校：観光に関する学科、コースを設定している大学・専門学校
- iv. 観光施設：観光客の利用比率の高い観光施設

## (2) 景況感を中心とした観光関連事業者の現状・課題の把握を目的とする、調査表の作成及び調査・分析の実施

### ア 調査票の作成

調査票の作成に当たっては、観光関連事業者の現状や課題、雇用情勢を把握・分析できる調査項目を県と協議のうえ設定する。

### イ 調査の実施

#### ① 調査対象期間

令和6年1月～12月

#### ② 対象事業者の選定方法

調査の対象とする事業者は、県内6地区（那覇・南部・中部・北部・八重山・宮古）のバランスを考慮しつつ、これまでの調査結果と比較できる精度を保つことができるように工夫し、県と協議のうえ決定すること。

### ウ 調査結果の分析

調査結果をもとに、変動要因等についての分析を行うこと。

## (3) その他、本事業の目的に資すると思われる調査等の実施

(1)及び(2)の調査とは異なる観点で観光関連事業者が抱える課題の解決等に有用と考えられる取組について、県と協議のうえ実施する。

## 5 提案すべき事項等

上記の業務を委託するに当たり、下記の事項について記述し、提案すること。

※本事業の目的を着実に達成する観点で、企画提案書応募様式【様式4】にも記載の次の項目について根拠を示しつつ、提案・説明を行うこと。その際は、統計業務を専門としない者にもわかるように説明すること。

- (1) 調査の設計から実施、集計・分析、報告書作成までの一連の工程・内容及び実施体制（現場監督・管理方法、調査員及びその質の確保、教育など）を対象事業者への調査実施フローを含めた具体的な案にて説明すること。
- (2) 有効回答率の向上を図るための提案をすること。（QRコード等によるオンライン回答の活用や回答者の負担を減らす工夫等）
- (3) 業種や地域ごとに観光事業者の実態を把握するために、必要となるアンケート調査対象事業者の数並びに選定方法を説明すること。
- (4) 4(3)について、実施可能な取組の具体的内容・方法及び提案理由を説明すること。
- (5) 国（観光庁等）の調査結果やビッグデータ（現時点でのデータ取得可否は問わない）との比較など、観光産業の実態把握に有用と思われる実施可能な取組について、提案等があれば記載すること。
- (6) 報告書が観光関連事業者にとって有用になる工夫等があれば記載すること。

## 6 成果品について

本委託業務の受託者は、下記の成果品を契約期間内に提出するものとする。

- (1) 4(1)～(3)の調査に係る報告書（電子ファイル） 各一式（ローデータ含む。）

当該成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託事業の実施に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任で処理すること。

## 7 再委託の制限について

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

#### 【契約の主たる部分】

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- ・ 契約の相手方を指名又は選定した理由と不可分の関係にある以下の業務
  - ① 調査対象とする定点事業者の選定
  - ② 調査の実施及び結果の集計・分析
  - ③ 報告書の作成

### (2) 契約の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

### (3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

#### 《再委託により履行することのできる業務の範囲》

- ・ 調査設計に係るアドバイス支援に関すること。
- ・ 調査票の作成に係るアドバイス支援に関すること。

### (4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

#### 《その他、簡易な業務》

- ・ 資料の収集、整理
- ・ 複写、印刷、製本
- ・ 原稿、データの入力及び集計

## 8 その他

- (1) 受託者は事業目的、事業内容を十分理解し、本事業が円滑に実施されるよう沖縄県と連携を密に取り、適宜調整を図りながら実務に携わること。
- (2) 本事業の執行体制については担当責任者を割り当て、その者は全ての調整に応じること。
- (3) 受託者は本事業と他の事業との経理を明確に区分し、専用の会計関係帳簿類を整備し、適正に会計処理を行うこと。
- (4) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書について定めのない事項については、沖縄県と受託者双方で協議し解決するものとし、必要な事項は別に定める。